

第3回過労死防止学会 共通論題

『過労死白書』と調査研究から見えてくるもの

平成28年度版 過労死等防止対策白書の概要

佐藤靖夫

佐藤でございます。厚生労働省では、過労死等防止対策推進法に関する部署にあります。昨年10月、同法に基づく第1回目の白書を国会報告させていただきましたが、その担当の部署です。よろしくお願いいたします。

国会へ報告した『白書』は、白表紙で味気のないものですが、政府刊行物センターで販売しているのはこのように表紙がカラー刷りです。ポスター・リーフレットと同様のデザインです。白書は、厚生労働省のホームページにも掲載し、ダウンロードもできるようになっておりますので、そちらもご覧いただければと思います。本日は、概要版を用意させていただきましたので、これに基づき説明させていただきます。

なお、この概要版も厚生労働省のホームページに載っています。本日の資料は白黒ですが、ホームページではカラーで掲載しておりますので、興味のある方はご覧いただければと思います（学会ホームページの別掲資料はカラー版）。

この資料ですが、小さい字ですが、右下にページ数を入れておりますので、そのページ数でご紹介させていただきます。

1枚おめくりいただきまして2ページですが、過労死等防止対策推進法第6条の規定があります。『白書』は法律に基づく法定白書で、初めて出させていただいたものとなります。第6条では、過労死等の概要と、講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないと規定されています。白書の構成は、（第1章）過労死等の現状、（第4章）過労死等の防止のための対策の実施状況、の他に、今回、初めての白書ということで、第2章、第3章を盛り込み、（第2章）過労死等防止対策推進法の制定経緯、（第3章）大綱の策定の経緯、を記載しています。また、資料編にはかなりの分量のものを付けております。白書に掲載している内容は、厚生労働省内でも色々な部署に別れております。労災補償の部署であったり、メンタルヘルス対策の部署であったり、いろんな部署に別れていますが、この白書に引用されているものは、全部資料編としてまとめたら活用しやすいのではないかと考えて、幅広くまとめさせていただきました。今後、毎年白書を作成しますが、毎年これらの資料を載せるわけにはいきません。新しい、載せないといけない資料が出てきますので、今回のように網羅的に掲載するのは最後になるのではないかと考えております。ただホームページ上には残りますので、ご参照されたい場合は、厚生労働省の

ホームページをご覧いただければと思っております。

ちなみに、過労死等防止対策推進法に基づいた過労死等防止対策推進協議会というのがあります。いろんなところでよくお耳にされる審議会というのがありますが、似たようなものです。この協議会は、大綱を作る場合にご意見をいただいたり、毎年、政策の推進状況の報告を行う、この法律の中でも非常に重要な組織でございます。通常の審議会では、公益、労働者側、使用者側の委員が参加されますが、こちらの協議会では、専門家委員、当事者代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員で構成され、専門家委員には森岡先生、岩城先生、川人先生が入られ、また、当事者代表委員には家族の会の方4名が委員として参加していただいて、色々なところでお知恵をいただいているところです。昨年10月に白書を国会に報告した際には協議会に報告を申し上げ、また、4月に開催した第8回の協議会では、次回の白書の骨組みをお示しさせていただきました、貴重なご意見をいただいたところです。

また、この白書には、「コラム」というのを載せております。今回は12のコラムを掲載し、関係団体の方の活動の様子などを紹介しているのも、一つの特徴かと思っております。

1枚おめくりいただきまして3ページ。これは参考ということでお示したのですが、一番下に、過労死の大綱に掲げる目標を示しております。将来的に過労死をゼロにするといった大きな目標とともに、週労働時間60時間以上の方の割合を5%以下、年次有給休暇取得率を70%以上、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の比率を80%以上、という目標を、早期に達成するといったことを掲げております。残念ながらまだ目標にそれぞれ達していないわけですが、大綱にこういったものを定め、進めているところでございます。

過労死等防止対策推進法では、実施すべき対策を4つの柱で示しています。一つ目が調査研究等、二つ目が啓発、三つ目が相談体制の整備等、四つ目が民間団体の活動に対する支援です。その4つの柱に基づきまして、大綱も同じような順番で項目を並べており、この白書につきましても原則的にはその建て方で作成しています。

次に、4ページをご覧いただければと思います。ここからが過労死等の現状の部分でございます。

長時間労働というのが過労死等の最も重大な要因でありますので、その現状を示したのが4ページです。左の表の折れ線グラフですが、これが年間総実労働時間の推移です。青色のところが残業時間を含めた数字で、右肩下がりになっています。総実労働時間が年々減っていることを示す数字です。右側のグラフをご覧いただきますと、パートタイム労働

者の方の比率が年々上がっていることがわかります。これらを見ますと、総実労働時間が減っているというのは、働く人の労働時間がみんな下がっているのではなくて、パートタイム労働者の比率が上がったことで、総実労働時間が減ってきたことがわかります。第1-2図の上の方の青い折れ線グラフの水準がほとんど変わっていないことが、一般労働者の方の総実労働時間があまり減っていないことを示しています。

続きまして5ページですが、1週間の就業時間を表したものです。上のピンク色の部分の8.2%というのが平成27年の週60時間以上働いた方の割合です。申し遅れましたが、今説明しています白書は平成28年版ということで、中身的には、基本的に平成27年度のことを書いています。従いまして、今より若干古い時点で作られたということをご理解ください。先ほど、目標として5%と言いましたが、1週間の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が8.2%ということで、まだ足りていません。なお、ここには出ていませんが、平成28年は、これが7.7%に下がっています。

右側の折れ線グラフですが、年代別に週60時間以上の就業者の割合を示したものです。右肩下がりになってはいますが、上の方にあるのが30代又は40代の男性の方となっており、これらの層で、働く時間の長い方の割合が高い、という結果となっています。

続きまして6ページに、業種別に見たグラフを掲載しています。このグラフは、2本で一組で、左側が平成22年、右側が27年の数字です、それぞれ週60時間以上の雇用者の割合です。業種で見ると、運輸業・郵便業の割合が一番高く、続いて2番目が建設業、3番目が教育・学習支援業となっています。また、ほとんどの業種で平成22年から27年にかけて比率が下がっていますが、電気・ガス・熱供給・水道業、それから教育・学習支援業では、若干ではありますが比率が高くなっています。

続きまして7ページですが、年次有給休暇の取得率を示すグラフです。棒グラフが付与日数と取得日数を示し、上の折れ線グラフが取得率を示しています。もうだいぶ前になりますが、平成12年ぐらいから、取得率が5割を割っている水準で、これも目標の70%には届いていない、という状況です。

続きまして8ページがメンタルヘルス対策の状況で、1-7図がメンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合を示し、平成25年で60.7%という数字となっています。1-8図では、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる方の割合を示しており、減ってきてはいますが、5割を上回る水準となっています。

次に9ページは労災補償の状況を示したものです。1-10図が、脳・心臓疾患に係る請求件数を、1-11図が支給決定件数を示しています。支給決定件数の棒グラフのう

ち、右の少ない方が亡くなった方の数字で、平成27年度におきましても96名の方が亡くなっています。1-12図が業種別の請求件数、支給決定件数で、脳・心臓疾患につきましては、運輸業・郵便業が請求件数、支給決定件数とも一番多くなっています。

続きまして10ページが、労災補償のうち、精神障害によるもので、ページの作りは前ページと同様になっています。1-13図が請求件数の推移、1-14図が支給決定件数の推移を示し、棒グラフのうち、右の少ない方が未遂を含む自殺の方の人数を示しています。こちらにつきましては、請求件数、支給決定件数とも、一番多いのは製造業となっております。

続きまして11ページと12ページは公務員の関係の表で、同様の構成になっています。11ページが国家公務員の公務災害の補償状況で、1-16図が脳・心臓疾患、1-17図が精神疾患に関するものです。数値としては、年によってばらつきが出ています。12ページが地方公務員の関係で、一番多いのが一般職員等となっています。

続きまして13ページですが、先ほど、法律に4つの柱があるということを申し上げましたが、その一つ目の柱の調査研究の関係です。『大綱に基づく労働・社会分野の調査・分析』が昨年、白書に間に合う時期にまとまりましたので、その中身を第1章第2節で紹介しています。過労死の要因に、長い時間働くと、それが原因で過労死になるということがありますが、それ以外にいろんな要因がある、それがまだよくわかっていない、といった状況にあることから、業務の特性とか生活時間とか、労働者側の状況も含めた要因などを分析するという問題意識で、アンケート調査を実施しております。企業調査と労働者調査を行っていますが、企業の対象は約1万社、労働者は約2万人の方にアンケート調査を実施しました。調査項目の例は真ん中に示してありますが、労働時間等の他にも、生活時間の状況とか疲労の蓄積、ストレスの状況、こういったものをお尋ねしたところでございます。

その主な結果を14ページ以降に載せております。ちょっと、見づらいかと思います。大きな話は上に枠組みで書いてあります。平均的な1ヶ月の時間外労働時間、これが45時間を超えると回答した企業で、一番多かったのは運輸・郵便業で14.0%。二番目が宿泊業・飲食サービス業、三番目が卸・小売業という順番でした。今、申し上げたのは平均的な月についてのものですが、時間外労働が最も長かった月はどうですかというのをお尋ねしたのが右半分グラフです。このグラフの右側の、点線で囲った枠のところ、月80時間を超えて働いた方が1人でもいる企業の割合です。報道で、これを取り上げていただいた時に、働いている方の2割以上の方が80時間を超えて働いていると誤解して読んだ方もいたようですが、アンケートの中身は実はそうではなくて、80時間を超えて働いた方が1人でもいると回答した企業の割合をカウントしたものです。全体の平均では22.7%の

企業となっています。一番割合が多かったのが情報・通信業、二番目が学術研究・専門・技術サービス業、三番目が運輸業・郵便業となっています。時間外労働は、平均的な月と、特に忙しかった月とでは、業種が少し異なっています。

続く15ページは、残業が発生する理由を、企業にお尋ねしたのが左側、働く方にお尋ねしたのが右側です。

企業調査の方は、顧客からの不規則な要望に対応する必要というのが一番大きく、二番目が業務量が多い、三番目が仕事の繁閑の差が大きいといった回答となっています。

右側の労働者調査のほうでは、一番多かったのが人員が足りないため、仕事量が多いため、二番目が予定外の仕事が突発的に発生、三番目が業務の繁閑が激しいため、といった順番となっています。

それぞれの項目でどの業種が多かったかは、ご覧のとおりです。

続きまして16ページです。労働時間の関係ばかりでなく、疲労、ストレスについてもお尋ねしていますので、その結果を載せたのが16ページです。

左側が疲労の蓄積度、右側がストレスの状況を示しています。左側の疲労の蓄積度では「高い」又は「非常に高い」と判定される者の割合が高い業種は、一番目が宿泊業・飲食サービス業、二番目が教育・学習支援業、三番目が運輸業・郵便業となっています。

右側のストレスの方ですが、ストレスが「高い」と判定される者の割合が高い業種は、一番目が医療・福祉、二番目がサービス業（他に分類されないもの）、となっています。

続きまして17ページは、疲労の蓄積度、ストレスと残業時間の関係を見たグラフです。これは当たり前と言えれば当たり前ですが、左側の方は残業時間が長くなればなるほど疲労の蓄積度が高いと感じる人が増える、右側の方は残業時間が長くなればなるほど、ストレスの溜まる方も多い、という結果が数字となって現れています。

続く18ページは、睡眠時間と疲労の蓄積度、ストレスの状況を見たグラフです。これも睡眠時間が短くなれば疲労も溜まり、ストレスも溜まる、といった結果が出ています。

続きまして19ページでございますが、睡眠時間が足りているか足りていないかと聞いたのが上の太い棒グラフです。この右2つが、「どちらかと言えれば足りてない」31.3%、「足りてない」14.3%、となっています。この2つを合わせた44.6%を、どういう理由か聞いた結果が下の棒グラフです。当然かもしれませんが、「残業時間が長い」というお答えが一番多くて36.1%、二番目が「その他家事労働（炊事・洗濯）」、三番目が「通勤時間」となっており、労働と直接関係無いような理由の方も一定程度見られたところ です。

続きまして20ページ以降が白書の第2章で、過労死等防止対策推進法の制定の経緯をまとめたものでございます。これについては皆さんよくご存じかと思いますが、中身についてはご覧いただければと思いますが、20ページに若干の経緯を載せ、21ページには法律の概要を載せております。

過労死等防止対策推進法を担当しているという、過労死防止のための事業場の監督指導をしているのか、などと聞かれることもありますが、法律の中身は、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援が4つの柱です。この法律自体は直接取り締まりをするという法律ではなく、罰則もありません。今、申し上げた4つの柱、これを進めていく仕事を行っています。

22ページは、同様に大綱の関係でございしますが、これも冒頭申し上げましたが、協議会で5回ほどご検討いただきまして、ご意見をいただいた上で作成しています。大綱は、規制する内容ではなく、パブリックコメントは必要なかったかもしれませんが、念のため行ったところ、約500のご意見が寄せられ、極めて関心が高いということが改めてわかったところです。

続く23ページは大綱の概要でございしますが、先ほど来、申し上げている目標とか、国が取り組む対策などを掲載しています。

次に24ページですが、調査研究についてです。先ほどアンケート調査の取組みについて紹介させていただきましたが、実は調査研究は、そればかりではございません。一番下の段落に、①から④まで書いてありますが、過労死等事案の分析は、労働基準監督署で過労死等により労災補償が支給決定された事案、また不認定となった事案、これらの分析を進めています。また、疫学研究、先ほど申し上げたアンケート調査、結果の発信を進めているところです。

25ページには、労災認定事案等の分析について記載しています。平成27年度には、過労死等として認定された事案、全部で3564ほどありますが、これを分析・検討しました。今、不認定事案の検討・分析を進めているところです。その他、2万人程度の労働者を追いかける疫学研究、また実験的に作業をしていただき、それと過労死との影響を調べる研究も行っています。

26ページ以降は、講じた施策の概要です。これはご覧いただいたとおりです。

30ページに民間団体の活動に対する支援について、シンポジウム関係を記載しています。シンポジウムは、平成27年度に、全国29ヶ所で開催しております。昨年28年度は42都道府県、今年度は47都道府県全てで実施することを予定しています。

また平成28年度からは、遺児交流会や、先ほど申し上げました啓発事業、こういった

ものを新たに始めたところです。

次回の白書についてひとことだけ申し上げます。今回の白書では、初めてのものでしたので、法律の制定経過とか大綱の策定経過も盛り込みましたが、来年度以降はそれが無くなります。そのかわりに、平成27年度から進めております調査研究の中で、結果が出てくるものもあり、そうした調査研究の結果でご紹介できるものがあれば載せたいと思っております。それと、トピック的なもの、「過労死等ゼロ緊急対策」なども実施していますので、そうしたものも盛り込みつつ、また、いろんな方からもご意見をいただいておりますので、本文に載せたり、コラムで取り上げたりしたらどうかという検討・作業を進めているところです。より良いものを作っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。